

# 別紙 1

## 筑豊糖尿病療養指導士の会規約（案）

### 第1条 設置

筑豊地域に筑豊糖尿病療養指導士の会（以下「本会」という）を置く。

### 第2条 事務局

本会の事務局を福岡県飯塚市楽市 309-8 あそう内科クリニックに置く

### 第3条 目的

本会は、筑豊地域における糖尿病療養指導士の育成と向上を目指し、糖尿病患者への正しい知識および技術の普及、啓発を図ることを目的とする。

### 第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員間の親睦及び学習会、研修会への参加
2. 筑豊地域における糖尿病関連事業のサポート
3. その他、本会の目的を達成するような事業

### 第5条 会員

本会の会員は、筑豊糖尿病療養指導士認定委員会（以下「認定委員会」という）で認定された糖尿病療養指導士を指し、筑豊地域において活動するもので構成される

#### 会員の資格

1. 所定の研修を受講し、認定試験に合格した者
2. 認定3年後、以後5年毎に更新をおこなった者
3. 年会費を納入した者
4. 患者会入会者（日本糖尿病協会会員）である者
5. 認定委員長の承認がある他の地域（福岡、北九州、筑後）からの転入者

### 第6条 退会

何らかの理由により、本会の退会を希望する者は、認定委員会会長にその旨を申し出る。

### 第7条 運営

本会の維持・運営のため以下の役員及び委員会を置く

### 第8条 役員及び委員会

#### （種類）

本会に次の役員及び委員会を置く。

役員 リーダー会 地区担当 実務担当委員会

#### 1. 役員

- 1) 本会の役員は、以下の通りである。

会長 1名

副会長	2名
事務局長	1名
書記	2名
広報	1名

2) 本会の役員の職務は、以下の通りとする。

- ①会長は、本会をまとめ、対外的な情報の窓口となる。
- ②副会長は、会長を補佐し、福岡県糖尿病療養指導士の会、日本糖尿病協会福岡県支部との連絡委員を兼任する。
- ③事務局長は、会長を補佐し、本会からの情報をリーダー会、地区担当者、実務担当者委員会へ伝達する。会議の内容等を含め必要時ホームページへの掲載を行う。
- ④書記は、会議における議事を記録し、記録物を事務局長へ提出する。
- ⑤広報は、糖尿病関連行事の開催において行政との窓口を担う。
- ⑥本会の会議は、会長が必要と認めた時に役員を招集する。
- ⑦本会の役員は、リーダー会で選出し、総会で承認を得る。

## 2、リーダー会（本会の運営について事案検討・決議を行う。）

- 1) リーダー会は、各回生のリーダーおよび相談役で構成する。
- 2) 円滑な会議を行うため、委員長、副委員長を各1名置く
- 3) 委員長、副委員長はリーダー会議で選出し承認する。
- 4) リーダー会の委員長、副委員長の任期は2年間とする。
- 5) 会議の記録は、役員会の書記が行う。
- 6) リーダー会議は、3月、4月、9月を定例とする。（糖尿病治療を考える会、総会、合同勉強会后）
- 7) 委員長が必要と認めた場合、臨時に招集し会議を開くことができる。
- 8) リーダーが会議に出席できない場合は、サブリーダーが代行する。
- 9) リーダー、サブリーダーとも出席できない場合は、その旨を委員長に報告し、議事に関してはリーダー会に一任する。
- 10) 会議の招集は、委員長が行う。
- 11) リーダー会は、合同勉強会、糖尿病及び合併症予防のための講演会の企画・運営を行う。
- 12) リーダー会は、総会での持ち越し議案を検討し、次の総会で議決する。
- 13) 総会で再度持ち越した議案は、リーダー会で再検討し決定することができる。
- 14) 決定に関しては、リーダー会担当者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 15) 会議の内容については、開催の日時、場所、出席者数を明記し議事内容を記録する。  
会員に伝達が必要な事項に関しては、ホームページに掲載する。

## 3. 地区担当

- 1) 筑豊地区を飯塚、嘉麻、田川、直鞍の4地区に分ける。
- 2) 各地区より代表者を1名選出する。
- 3) 筑豊糖尿病のつどい、世界糖尿病デーブルーライトアップは、4地区が順番に担当する。
- 4) 3) のイベント担当地区は、地区代表者を中心として企画・運営を行う。
- 5) 本会からの連絡事項は、事務局より、各地区代表者へ連絡する。
- 6) 各地区の代表者は、連絡事項を担当地区の患者会代表者へ連絡し、患者会代表者から各患者会ス

スタッフへ伝達する。

#### 4. 実務担当委員会（当番回生）

- 1) 実務担当委員会は、当番回生で構成する。
- 2) 実務担当委員会は、筑豊ウォークラリー大会、筑豊糖尿病療養指導士の会総会、筑豊糖尿病患者会総会の企画・運営を行う。
- 3) 2) のイベントを実行するために、委員会を設置する。

委員長	1名
副委員長	1～2名
事務局	1～2名
会計	1～2名
書記	1～2名
- 4) 2) のイベントを実行するために、本会の役員からサポートを受ける。
- 5) 実務担当委員会の任期は、1年とする

#### 5. 相談役

本会及びリーダー会、実務担当委員会の運営を補助し、発展を図るために、相談役をおく。

- 1) 相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 2) 相談役は、本会の重要事項において会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 3) 相談役は、地域における糖尿病関連事業の運営に関する支援を行う。

#### 第9条 任期

1. 役員任期は2年とする。
2. 役員が辞任しようとするときは、その旨を会長に届ける
3. 役員に欠員が生じた場合は、残任期間の役員を役員会で選出し、その職務を遂行する。

#### 第10条 総会

総会は、本会の会員を持って構成し、年に1回開催する。

1. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立とする（委任状含む）
2. 総会では、次の事項を議決する。
  - 1) 事業報告及び収支決算の承認。
  - 2) 事業計画及び収支予算の承認。
  - 3) その他会長が特に必要と認めた事項
3. 会長が必要と認めた場合、臨時で会員を招集し総会を開くことができる。

#### 第11条 会費・会計

1. 本会の年会費は2,000円とする
2. 本会の運営は、会員の会費で収支決算を行い、次年度の収支予算案を作成する。
3. 会計は、実務担当委員会の会計係とする。
4. 本会の会費より各回生へ研修費として年間15,000円を助成する。
5. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする

#### 第12条 支援

本会の運営を円滑に実施できるよう会員は実務担当委員会（当番回生）の支援を行う。

1. 前年度の当番回生は、実務担当委員会（当番回生）の支援を行う。

2. 相談役及び役員は、企画、会議、運営に関しサポート支援を行う。

#### 第13条 会員の継続（更新）

本会の会員を継続（更新）するものは、認定委員会が定める年度に、以下の手続きを行う。

1. 認定後、1回目は3年後に行う。2回目以降は5年毎に行う。

（更新時に必要な単位及び書類）

1. 糖尿病関連事業および研修会等参加の認定単位 15単位以上
2. 指導を行った症例 3例（又は、研修会のレポート）
3. 患者会会員を証明するもの（年会費の領収書 初回3年分 2回目以降5年分）
4. 筑豊糖尿病療養指導士の会会員を証明するもの（年会費の領収書 初回3年分、2回目以降5年分）

#### 第14条 単位認定

本会の事業・研修会・患者会活動等に参加した者については、認定単位を配布する  
認定単位については、別紙1参照

#### 第15条 規約改正

規約の改正は、総会において出席者の過半数を必要とする。

#### 第16条 附則

この規約は、平成12年5月13日から施行する

一部改正は、平成17年4月2日から施行する

当番回生は翌年の当番回生のサポートを行うこと。

この規約は、平成28年4月2日に改正し施行する

この規約は、平成29（30）年9（4）月〇日に回生し、施行する。